

大学院生による学会発表・実践的活動等の単位認定に関する申合せ

平成 30年 9月 26日 教授会承認

この申合せは、ヘルスシステム統合科学研究科の学生による、学会に参加しての発表、またはインターンシップ等実践的活動をもって、研究科の単位として認定する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(授業科目名等)

第1 単位認定を行う場合の授業科目名及び必要な時間数等は、以下によるものとする。

- (1) 授業科目名及び単位数は次のとおりとし、これら科目の総称を『グローバル実践科目』または『学外実践科目』とする。

『グローバル実践科目』

授業科目名	単位数	対象
グローバル・プレゼンテーションA	1単位	国外開催の国際学会における発表
グローバル・プレゼンテーションB	1単位	国内開催の国際学会における発表
国際ナショナル・インターンシップ(短期)	1単位	国外における実践的活動
国際ナショナル・インターンシップ(長期)	2単位	国外における実践的活動

『学外実践科目』

授業科目名	単位数	対象
インターンシップ(短期)	1単位	国内における実践的活動
インターンシップ(長期)	2単位	国内における実践的活動

- (2) 「グローバル・プレゼンテーションA, B」は、学会発表の時間及び事前準備、事後報告等の時間を含め、45時間の学修をもって1単位とすることを基準とする。ただし、発表内容が異なりそれぞれについて証拠書類が提出できる場合は、複数の学会発表にかかる時間を合算して45時間とすることも可能とする。
- (3) 「国際ナショナル・インターンシップ(短期), (長期)」は、国外の大学・研究所等の在外研究機関、または在外企業・団体等における実践的活動時間に、指導教員による事前指導及び事前準備、事後報告等の時間を含め、「(短期)」は45時間の学修をもって1単位、「(長期)」は90時間の学修をもって2単位とすることを基準とする。なお、学修時間に対する実践的活動時間の割合は、「(短期)」「(長期)」それぞれの学修時間の3分の2程度を目安とする。
- (4) 「インターンシップ(短期), (長期)」は、国内の大学・研究所等の研究機関、または企業・団体等における実践的活動時間に、指導教員による事前指導及び事前準備、事後報告等の時間を含め、「(短期)」は45時間の学修をもって1単位、「(長期)」は90時間の学修をもって2単位とすることを基準とする。なお、学修時間に対する実践的活動時間の割合は、「(短期)」

「(長期)」それぞれの学修時間の3分の2程度を目安とする。

- (5) 『グローバル実践科目』の上限単位は、博士前期課程においては2単位を、博士後期課程においては3単位を上限とする。いずれの課程での上限単位についても、科目の組み合わせは問わないこととし、各課程での上限単位内においては、同一科目の重複履修を認めるものとする。
- (6) 『学外実践科目』の上限単位は、いずれの課程でも2単位を上限とする。いずれの課程での上限単位についても、科目の組み合わせは問わないこととし、各課程での上限単位内においては、同一科目の重複履修を認めるものとする。
- (7) 『グローバル実践科目』『学外実践科目』として認定された単位の、課程修了要件上の取扱い、別に定める。

(対象とする学会・実践的活動等)

第2 単位認定の対象とする学会及び実践的活動時間は、以下によるものとする。

- (1) 「グローバル・プレゼンテーションA, B」については、大学院学生を対象とした「岡山大学研究奨励金に関する内規」における「学長が別に定める学会等一覧表」による国際学会とし、会期の長さ、開催地及び主催者は考慮しない。なお、これ以外に、ヘルスシステム統合科学研究科において適切と判断した国際学会を対象とすることがある。
- (2) 「インターナショナル・インターンシップ(短期),(長期)」については、指導教員の指導の下、国外の大学・研究所等の在外研究機関、または在外企業・団体等における実践的活動で、本学指導教員及び研究機関、企業・団体等における受入れ担当者の監督下で行われた活動時間とする。
- (3) 「インターンシップ(短期),(長期)」については、指導教員の指導の下、国内の大学・研究所等の研究機関、または企業・団体等における実践的活動で、本学指導教員及び研究機関、企業・団体等における受入れ担当者の監督下で行われた活動時間とする。

(対象とする発表)

第3 単位認定の対象とする学会発表は、以下の基準に基づくものとする。

- (1) 口頭発表及びポスター発表のいずれも対象とする。
- (2) 単独発表・連名発表を問わず、学生本人が発表した場合に限る。

(成績評価)

第4 成績評価は「修了」とする。

(単位認定手続き)

第5 単位認定は、学生からの申請に基づき、学務委員会及び教授会の議を経て、研究科長が可否を決定するものとする。

- (1) 単位認定を希望する学生は、「グローバル実践科目/学外実践科目」単位認定申請書に、学会等での発表、または研究機関、企業・団体等における実践的活動を確認できる証拠書類を

添え，研究科長宛に提出するものとする。

- (2) 単位認定申請書の提出先及び提出期限は，別途通知する。
- (3) 結果の通知は，単位修得状況確認表への記載をもって代えることができる。
- (4) 単位認定が否決となった場合，研究科長はその結果を学生の指導教員へ通知し，単位修得状況確認表への記載は行わないものとする。

(その他)

第6 この申合せによる単位認定は，平成30年4月1日以降に開催された学会での発表，または研究機関，企業・団体等における実践的活動を対象とする。